

○内閣府告示第二百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第四百十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 能代市
- 二 構造改革特別区域の名称 能代里山どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 能代市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北秋田市
- 二 構造改革特別区域の名称 阿仁マタギ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北秋田市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 農業の6次産業化普及活動人材活用特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業関連事業普及指導員任用事業（一〇一三）

○内閣府告示第二百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一―）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置

事業（八三二）

○内閣府告示第二百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八王子市
- 二 構造改革特別区域の名称 情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八王子市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第六百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 呉市
- 二 構造改革特別区域の名称 すくすく・のびのび給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 呉市の区域の一部（蒲刈町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）



○内閣府告示第二百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 神話・伝説のふるさとツーリズム特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県北諸県郡三股町及び西臼杵郡高千穂町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））